

令和元年 12 月 23 日

組合員・利用者 各位

高知県農業協同組合
代表理事組合長 武政盛博

不祥事件に関するご報告とお詫びについて

このたび、当組合において、元職員による不祥事件（金銭横領）が発覚いたしました。

組合員をはじめ利用者の皆さまの当組合に対する信頼を損ねることとなりましたこと、役職員一同厳粛に受け止め、深くお詫び申し上げます。

今後につきましては、不祥事件の再発防止、組合員・利用者の皆さまからの信頼回復に組織一丸となって取り組んでいく所存でございます。

不祥事件の概要につきましては、以下のとおりです。

記

1 当事者

当組合中村支所経済課に所属していた元職員（一般職・男性・30代）

2 不祥事件の内容

当事者は、定期貯金の開設のためご利用者より現金を受領いたしていましたが、定期貯金の正規の手続きを行うことなく横領していたものです。現時点での調査では、平成28年3月から令和元年10月までの間で、被害者5名・860万円となっております。

また、当事者は架空の定期貯金証書を偽造し、当該ご利用者へ手交するなどして、本件横領を隠蔽しておりました。

3 発覚の経緯

本年12月4日、定期貯金の解約のため、当事者が渡した同貯金の証書を持参のうえご利用者が来店し、その証書が偽造されたものであることが判明いたしました。速やかに内部調査に着手し、ご利用者の集金を担当していた当事者への聞き取りを行うなかで、横領していたことが確認されました。

4 関係者等の処分

当事者については、本年12月9日付で懲戒解雇いたしました。

また、役員及管理監督責任や関係職員の処分につきましては、今後の調査結果等を踏まえ、当組合の就業規則等に基づき、厳正に処分いたします。

5 再発防止策

今後は、全役職員が一丸となって、組合員・利用者の皆さまからの信頼回復のため、更なる綱紀の粛正に努めるとともに、コンプライアンス態勢および集金業務における内部牽制態勢の一層の強化を図り、不祥事件の再発防止に向け全力を尽くしてまいります。

以上